

事務連絡  
令和元年 8 月 6 日

都道府県民生主管部（局）  
介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課  
振興課  
老人保健課

### 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」（平成 31 年厚生労働省告示第 101 号）が公布され、本年 10 月 1 日より、介護職員等特定処遇改善加算が創設されるなどの改正が施行されることとなります。

今般、この改正等を踏まえ、介護保険事務処理システムに関して、現時点で考えられる事項について事務的に整理し、別添のとおり、資料を作成しましたので送付いたします。

つきましては、貴管内市町村等の担当者へ周知するとともに、システム改修の漏れ等が生じることがないように特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

なお、本資料につきましては、後日、WAMNET に掲載する予定であることを申し添えます。

また、区分支給限度基準額の見直しに関する介護保険被保険者証の取扱いについては、「消費税引上げに伴う区分支給限度基準額の見直しに関する介護保険被保険者証の取扱いについて」（令和元年 7 月 8 日老健局介護保険計画課・老人保健課事務連絡）にてお示ししているとおりで。

<照会先> 電話03-5253-1111（代）

**【介護報酬改定関係】**

老人保健課 渡辺（内線3961）

**【インタフェース関係】**

介護保険計画課 清水（内線2166）

**【介護予防・日常生活支援総合事業関係】**

振興課 伊庭（内線3986）

<添付資料>

前回事務連絡(平成31年4月2日付)から内容に変更のあった資料は、次のとおり。  
なお、資料名称の後ろに、照会先となる担当課名を両括弧書きで記載。

I 介護報酬改定関係資料（老人保健課）

- 資料 1 介護報酬の算定構造のイメージ
- 資料 2 介護給付費単位数等サービスコード表（令和元年10月施行版）
  - ① サービスコード件数
  - ② 介護サービス
  - ③ 介護予防サービス
  - ④ 地域密着型サービス
- 資料 6 留意事項

III 介護給付費請求書・明細書及びインタフェース関係

- 資料 3 介護給付費請求書・明細書様式（老人保健課）
- 資料 4 介護給付費請求書・明細書及び給付管理票記載例（老人保健課）
- 資料 5 国保連合会とのインタフェースの変更について（介護保険計画課）
  - ① 国保連とのインタフェースの変更点について
  - ③ サービス種類コードと体制等状況の関係

	新旧対照表	仕様書・解説書
共通編	共通編	共通編
都道府県編	都道府県編	都道府県編
保険者編	保険者編	保険者編① 保険者編④
解説書 都道府県編	都道府県編	都道府県編

- 資料 7 令和元年10月制度改正受給者異動連絡票作成パターン（老人保健課）

V 介護予防・日常生活支援総合事業関係資料（振興課）

- 資料 4 介護予防・日常生活支援総合事業算定構造
- 資料 5 介護予防・日常生活支援総合事業費単位数等サービスコード表
- 資料 7 留意事項について
- 資料 11 令和元年10月介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票作成パターン

※ 変更のない資料は、前回事務連絡（平成31年4月2日付）を参照。

注) 「I 介護報酬改定関係資料」のうち、次の資料については、関係通知の発出を受け、別途ご連絡する予定であることを申し添えます。

資料 3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）の一部改正

資料 7 介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年11月16日老老発第31号）の一部改正